

白岡市告示第59号

白岡市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により告示し、当該農業振興地域整備計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、白岡市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のあるときは、縦覧期間中に白岡市に対し、意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議のあるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に白岡市に申し出ることができる。

令和7年3月18日

白岡市長 藤井 栄一郎

1 縦覧期間

自 令和7年3月19日

至 令和7年4月12日

2 縦覧場所

白岡市役所2階 農政課窓口